

上場制度総合整備プログラム2007（第二次実施事項）に基づく上場制度の整備等について

平成20年4月28日  
株式会社東京証券取引所

趣旨

当取引所は、上場制度総合整備プログラム2007において上場制度の整備の方向性を示しておりますが、今般、本プログラムの実行方針に基づき、「具体案を検討のうえ実施する事項」(第二次実施事項)を中心として、次に掲げる趣旨から所要の制度整備を行います。

まず、上場規則の実効性確保手段の多様化を図るため、上場契約違約金の制度を導入します。

さらに、上場廃止基準に該当し整理銘柄に指定された銘柄について、可能な限り継続的な換金機会の場を提供することを目的に、整理銘柄指定期間を延長することとします。

加えて、多様な投資対象を提供しつつ株主の権利の保護を図る観点から、議決権種類株式の上場制度を整備（別紙「議決権種類株式の上場に関する制度の整備について」参照。）するとともに、利益相反取引における開示の充実を図ることとするなど、所要の改正を行うこととします。

概要

項目	内容	備考
1. 上場契約違約金の導入		
(1) 対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が適時開示義務や企業行動規範に違反するなど上場規則に違反した場合で、当取引所がその開設する市場やその上場会社一般に対する株主・投資者の信頼を毀損したと認めるときは、上場契約違約金の支払いを求めることができます。</li> </ul>	<p>上場会社に対する処分に関する業務であることから、自主規制法人に業務委託します。</p> <p>上場規則に関する重大な違反を行った場合、上場廃止となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株券以外の上場有価証券の発行者等についても、同様とします。</li> </ul>
(2) 金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場契約違約金の額は、1,000万円とします。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
<p>2．整理銘柄指定期間の延長</p> <p>(1) 上場廃止後にフェニックス銘柄として取り扱われる場合</p> <p>(2) 合併、株式交換又は株式移転により上場廃止となる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場株券及び上場転換社債型新株予約権付社債が、整理銘柄に指定された後、2週間以内にフェニックス銘柄として取り扱われることが決定した場合又はその見込みがあると当取引所が認めた場合には、整理銘柄指定期間を1か月間、延長することができるものとします。</li> <li>・ 上場会社が合併など組織再編に際して株主に国内の他の金融商品取引所に上場している株券等を交付する場合には、整理銘柄指定期間を効力発生日の4日前(休業日を除外する。)の日の前日まで、延長することができるものとします。</li> </ul>	<p>原則として、整理銘柄指定期間は上場廃止決定日から1か月間です。</p> <p>日本証券業協会によるフェニックス銘柄制度の整備に伴い対応するものです。</p> <p>当取引所の上場株券等を交付する場合には、効力発生日の4日前(休業日を除外する。)の日を上場廃止日としています。</p>
<p>3．支配株主との取引における開示の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主を有する上場会社は、支配株主との取引条件の決定が経営者の恣意的判断により行われなための方策に関する指針について、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の中で開示を行うものとします。</li> <li>・ 支配株主を有する上場会社は、前事業年度における支配株主との取引に関する事項及び当該取引に係る上記指針に定める方策の履行の状況について、事業年度経過後3か月以内に開示を行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「支配株主」とは、親会社のほか、議決権の過半数を直接又は間接に保有する者として当取引所が定めるものをいうこととします。</li> <li>・ 上場会社と支配株主との取引については、利益相反の蓋然性が高いと考えられるため、上場会社全般の開示事項として見直しを行うものです。</li> <li>・ 平成20年9月末日までに当該報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」欄に反映するものとします。</li> <li>・ 従来親会社との取引に関する事項の開示に替わるものです。</li> <li>・ 現行、適時開示の対象である決定事実の内容が、支配株主との取引に関するものであるときにも左記の履行状況について併せて開示するものとします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
4．議決権種類株式の上場制度の整備	・議決権種類株式について、上場制度を整備します。	詳細は別紙に掲げるとおりです。
5．上場時価総額基準の算定方法の見直し	・上場諸基準における上場時価総額については、上場会社の発行する銘柄の異なる株券が国内外の金融商品取引所等において上場され若しくは継続的に取引されている場合は、それらの時価総額をすべて合算して算定することとします。	
6．その他	・その他所要の改正を行うものとします。	

実施時期（予定）

- ・平成20年7月を目途に実施します。

以上